

風力発電設備支持物構造設計指針・同解説 2010年版 講習会質問への回答

	質問	回答
1	本文340頁の「表9.8 コンクリートの許容せん断応力度」において、許容せん断応力度と許容押抜きせん断応力度で、短期、極稀荷重時の長期に対する割増が互いに異なり、割増の整合を図らなかったのは、どういう理由によるものでしょうか？	コンクリートの押抜きせん断に対する許容応力度は、建築基準法施行令には取扱いがなく、コンクリート標準示法書(2002年、構造性能照査編)のうち、付録I 許容応力度設計法による許容応力度を採用しています。その解説によりますと、①「地震の影響を考えた場合には、許容応力度を1.5倍まで高めてよい」としており、②「一時的な荷重または極めてまれな荷重を考える場合は2倍を超えてはならない」としています。本指針では、安全側を考慮し、上記①に従い、短期・極稀時の許容応力度は長期許容応力度の1.5倍としました。
2	洋上の風車の場合の波力等の荷重組合せ及び長期・短期等の許容応力度の設定、許容値の設定は指針の中に示されているのでしょうか。	本指針は、陸上風車用のため、洋上風車(港湾外)の場合の波力等の荷重組合せを示しておりませんが、長期・短期等の許容応力度の値は陸上と共通だと考えています。次期小委員会では洋上編を策定し、これらの点について明確する予定です。